

統計調査業務に関する
民間競争入札実施要項

標準例

平成 24 年 4 月 作成

平成 26 年〇月 改定

内閣府 公共サービス改革推進室

履歴

	時 期	内 容
1	平成 24 年 4 月	作成
2	平成 25 年 6 月	改定（「施設の管理・運営業務に関する官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項 標準例」に合わせ、必要に応じて事業の実施状況を年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告する旨の規定の追加等）
3	平成 26 年〇月	改定（平成 25 年度までの実施要項の審議実績を踏まえた修正）

目次

1. 趣旨	1
2. 対象公共サービスの概要	1
3. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	1
(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質	6
(3) 業務の改善策の作成・提出等	7
(4) 業務の改善策の作成・提出等	7
(5) 契約の形態及び支払	7
(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担	7
4. 実施期間に関する事項	8
5. 入札参加資格に関する事項	8
6. 入札に参加する者の募集に関する事項	9
7. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	
(1) 落札者を決定するための評価の基準	10
(2) 落札者の決定	11
(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置	13
8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	13
9. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	13
10. 民間事業者が##省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他 本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	
(1) 民間事業者が報告すべき事項	13
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	14
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	15
11. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間 事業者が負うべき責任等	17
12. 対象公共サービスの評価に関する事項	18
13. その他本事業の実施に際し必要な事項	19
別紙1　評価項目一覧表	20
参考資料　統計調査分野における総合評価落札方式の配点状況	22
別紙2　従来の実施状況に関する情報の開示	23

平成##年##月##日から平成##年##月##日(平成##年度##月度調査から平成##年##月度調査)までとする。

② 貸与物件

- イ ##統計調査実施マニュアル
- ロ ##統計調査・####調査客体名簿（以下「調査客体名簿」という）
- ハ ##統計調査・照会対応事例集（以下「照会対応事例集」という）
- ニ ##統計調査・前年調査客体情報
- ホ ##統計調査・審査事項一覧表（以下「審査事項一覧表」という）
- ヘ ##統計調査・前年疑義照会取りまとめ表
- ト ##統計調査・前年調査票データ
- チ 政府統計共同利用システム・オンライン調査システム利用手順書（以下「システム利用手順書」という。）
リ ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）
「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器。
- ヌ ##調査・オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という）

上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しない旨の誓約書を徴することとする。

③ 業務の引継ぎ

イ 現行の事業者（又は##省）からの引継ぎ

##省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

※##省からの引継ぎの場合は、「当該引継ぎが円滑に実施されるよう、」以降の部分を
「民間事業者に対して必要な措置を講ずる。」に改める。

本業務を新たに実施することとなった民間事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者（又は##省）から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者（又は##省）の負担となる。

ロ 請負期間満了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

##省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、民間事業者の負担となる。

④ 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、

各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、下記 #、#の業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（業務実施の具体的な方法については、企画書（6（2）③参照）に記載する）。

また、民間事業者は定期的に ##省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

- ・実査準備 → 詳細は以下の イ・ロ
- ・実査 → 同 ハ～チ
- ・審査 → 同 リ
- ・調査票データの電子化 → 同 ヌ
- ・集計 → 同 ル
- ・第1報統計表及び報告書統計表の作成、審査 → 同 ヲ
- ・調査客体への謝礼支給 → 同 ワ

イ 調査関係用品の印刷（実施時期：#月から#月）

- (イ) 本業務の実施に当たり、調査客体に配付する調査関係用品を ##省が貸与した見本を基に作成・印刷すること。
- (ロ) 各調査関係用品の印刷部数は、##省が提示する調査客体数を基数とすること。
- (ハ) 各調査関係用品の印刷に当たっては、##省の指定した印刷仕様（紙質、色など）を使用すること。

ロ 調査客体への協力依頼・確定（実施時期：#月から#月）

調査対象年の翌年 #月に ##省が契約後に貸与する「調査客体名簿」に示された調査客体の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査客体を確定するとともに、調査関係用品の配付・調査票の回収方法を確認すること。

なお、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査について協力を求めることとし、協力いただける調査客体があった場合は ##省に連絡すること（##省はシステム設定作業の一部を行う。）。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査客体については、民間事業者は ##省に連絡をとり、当該調査客体からの調査への協力が得られるよう、##省が民間事業者と連携して対応するものとする。

ハ 調査関係用品の配付（実施時期：#月から#月）

民間事業者は、選定した調査客体に対し、調査関係用品を配付すること。

また、オンライン調査システムで調査を行う場合には、「システム利用手順書」に基づき、ID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し、配付すること。

ニ オンライン調査システムの回答者情報登録（随時）

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用手順書」等に基づき回答者情報等の登録作業を行うこと。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びに ADSL 等のブロードバンド環境及び固定 IP アドレスについては民間事業者で用意することとし、以下の通信環境及びシス

口 名称の使用等

民間事業者は、「##調査」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び##省の受託者である旨は、調査客体へ送付する「依頼文」に明記する。また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約後速やかに、調査票の返送先を##省に報告すること。

ハ 連絡・調整担当者

民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、##省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務時間内（平日 # : #～# : #）においては、速やかに連絡・調整が取れる状態を保つこととし、##省との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

二 研修の実施

本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては、事前に##省の了承を得ること。

木 調査員の確保

民間事業者が調査員による調査を実施する際には、調査員を確保するとともに、必要な研修等を実施する。また、調査員からの疑義照会に対応できる体制を整えることとする。

（2）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。なお、##省は、質の確保状況について、10（1）①に示す報告及び3（1）⑥に示す納品物件により##（例：毎月、四半期）ごとに確認（モニタリング）する。

① スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、##省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

② マニュアルによる対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

③ 基準日における目標回収率

一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日（第1報統計表の提出期日）における調査票の回収率が、平成##年調査の実績値を基に定めた目標回収率（##%）、年間平均回収率が平成##年から平成##年調査までの実績値の3か月平均である年間目標回収率（##%）を上回らなければならない。

特に、回収目標率100%といった高めの目標を設定する場合、回収率の算出に当たっては事業者の責めによらないものを除くことを明記するとともに、実施省及び民間事業者の協力の下で目標を達成していくことを記載することが望ましい。

なお、月別目標回収率を下回った月があった場合は、各年の事業報告書において、実績回

収率が目標回収率を下回った要因について分析し、**##省**に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

④ 報告期日、審査

報告期日までに報告をするとともに、調査票の審査、調査結果表の検討については集計した結果について、**##省**が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討事項全てについて行うこと。

(3) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の①又は②の場合、速やかに業務の改善策（**##省**への提案を含む）を作成及び提出し、**##省**の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、**##省**に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ① 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合
- ② **##省**が、10（1）①に示す報告や3（1）⑥に示す納品物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

(4) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を**##省**に対して行う。

(5) 契約の形態及び支払

① 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

② 契約金額の支払

契約金の支払については、落札者が決定した後、落札者と**##省**が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、10（1）①に示す報告及び3（1）⑥に示す納品物件や業務の完了を確認できる書類等を**##省**に提出する。**##省**は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、**##省**は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には**##省**が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更
(税率の変更含む)

4. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 #年 #月 #日から平成 #年 #月 #日までとする。

5. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) #省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「#」又は「#」の等級に格付されている者であること。
- (5) #省における##に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。
なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 13 (4) の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（必要に応じて記載する）
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。（必要に応じて記載する）
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、((#)) から (#) までの資格を除く全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

入札参加資格を精査し、必ずしもグループの代表者と構成員の全てに求める必要のない入札参加資格についてはグループの代表者のみに求めることとし、グループのその他の構成員については必要最低限の入札参加資格とすること。

6. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

① 入札公告 平成 #年 #月頃

② 入札説明会 平成 #年 #月頃

公告より 1 週間程度の期間内に実施すること。

③ 質問受付期限 平成 #年 #月頃

入札説明会より 2 週間程度の期間内に実施すること。

④ 入札書提出期限 平成 #年 #月頃

民間事業者の検討期間を考慮し、公告より 40 日以上の期間をおくことが望ましい。(WTO 政府調達協定の対象となる業務の場合は、政府調達に関するアクションプログラムにより、官報公示後 50 日以上の期間が必要とされていることに留意すること。)

⑤ 企画書の審査等 平成 #年 #月頃

⑥ 開札、落札予定者の決定 平成 #年 #月頃

開札後、落札予定者に対し「暴力団排除に関する欠格事由の審査（警察庁への照会）」を行う必要があるため、「⑥開札」から「⑦契約締結」までは、少なくとも 20 日以上（警察庁からの回答に最長で 20 日を要する場合がある。）の期間を確保すること。

⑦ 契約締結 平成 #年 #月頃

業務の引継ぎに当たっては、十分な期間を確保すること。

(2) 入札の実施手続

① 入札説明後の質問受付

入札公告以降、##省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、##省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び##省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、##省まで提出すること。

イ 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

次の要件を共に満たしている者のうち、「② 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札予定者とする。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 「評価項目一覧表」(別紙1)に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

② 総合評価点の計算

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= [\text{技術点}] + [\text{入札価格点}] \\ &= [\text{基礎点 (50点)} + \text{加点 (150点満点)}] + [(\text{1 - 入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}] \end{aligned}$$

財務大臣との包括協議が整った総合評価落札方式による場合は、次の内容に留意が必要である。

1. 「価格点：技術点」 = 「1 : 2 以内」

2. 「価格点」は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

3. 技術点の評価項目は、

(1) 「①創造性又は新規性等の（価格と同等に評価できない）項目」と「②それ以外の項目」とに区分し、「①と②の得点配分は1 : 1」とする。

(2) 必須とする項目と、それ以外の項目（加点項目）とに区分する。

(3) 必須とする項目には、「最低限の要求要件」を示し、この要件を一つでも満たしていないものは不合格（失格）とする。満たしている場合には「基礎点」を与える。

(4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

③ その他

イ 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ロ 落札予定者となった者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者とすることがある。

ハ 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない**##省**の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

ニ **##省**は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

従前、1者応札であった事業や行政事業レビュー等での指摘があった事業については、公表に併せて監理委員会への報告を求めることがある。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

##省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告による本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、##省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

8. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

##調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙2）のとおりとする。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び設備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、〇〇等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、##省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

必要に応じ、6 (1) 「入札に係るスケジュール」への資料閲覧期限の記載、「機密情報閲覧に関する誓約書」等の添付を行う。

9. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

##省は、調査客体からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システム（3(1)②参照。）へのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償（ただし、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

10. 民間事業者が##省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告等

3 (2) で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、

より罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講すべき措置

① 請負業務の開始及び中止

イ 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、**#省の承認を受けなければならぬ。**

② 公正な取扱い

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、3 (1) ④ワの調査客体への謝礼支給は除く。

④ 宣伝行為の禁止

イ 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、**#省や「#/#/#/#調査」**の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が**#/#/#/#調査**の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

ロ 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

り本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑭ 契約の解除

##省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ロ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ハ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになつたとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

イ 契約解除時の請負報酬の支払

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、##省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記イの請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として##省が指定する期日までに納付するとともに、##省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ハ 延滞金

##省は、民間事業者が前項の規定による金額を国に指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

二 損害賠償

##省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、##省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑯ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と##省が協議するものとする。

11. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関する民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

提出するに当たり、外部有識者の意見を聞くものとする。

13. その他本業務の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

##省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

●以下、必要に応じて規定する。

また、##省は、本事業の各年度の実施状況等について、上記 12 に定める評価に資するため、年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

(2) ##省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記 10 により行うこととする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ① 法第 25 条第 2 項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。
- ⑥ 本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(4) 評価委員会の開催

##省は、落札者決定のための評価、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、##省及び外部有識者（#名）を構成員とする評価委員会を開催することとする。

外部有識者からの専門的知見を得る機会がある場合は、評価委員会を新たに設置しないことも考えられる。

大項目		中項目		新規性・創造性		評価項目		評価の観点		評価		得点配分		基準得点		各項目に関するコメント・留意事項		
3 個別業務の実施方法																		
○ 大項目3 個別業務の実施方法は、調査員の指導・監査關係用品の印刷・送付等の個別の業務について評価する																		
3.1 調査員の指導	手法、日程等に無理がなく、指示内容は「 #管理者 が示す要件を満たしているか	☆	調査員の指導を、効果的に行なうための工夫が示されているか	要求要件の実現性	#	一	一	効果を高める工夫	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.2 調査客体の選定・名簿作成	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施できる手順（業務フロー）等が具体的に示されているか	☆	調査客体の選定・名簿作成作業の各工程でのデータチェック方法が具体的に示されているか	正確性	#	一	一	正確性を高める工夫	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.3 調査關係用品の印刷・送付	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施するための工夫（独自の作業・審査方法等）が示されているか	☆	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施するための工夫（業務フロー）等が示されているか	正確性	#	一	一	正確性を高める工夫	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.4 協力依頼・謝礼	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施できる手順（業務フロー）等が具体的に示されているか	☆	調査客体へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力を得られるための工夫が示されているか	協力依頼の工夫	#	一	一	協力依頼の工夫	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.5 問合せ・苦情等対応	業務を着実に実施できる体制・手順（業務フロー）等が具体的に示されているか	☆	調査客体からの問合せ・苦情等に、迅速・適切に対応するための工夫が示されているか	対応の工夫	#	一	一	対応の工夫	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.6 調査票の回収・督促	手法、日程等に無理がなく、業務を着実に実施できる手順（業務フロー）等が具体的に示されているか	☆	提出期限の確認方法、オンラインによる調査票の回収等、幅広い提案があるか	要求要件の実現性	#	一	一	回収率の向上、効率化	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.7 調査・検査照会	手法、回収情報が督促業務に速やかに反映される体制が整っているか	☆	回収及び督促業務を効率的に行なうための工夫が示されているか	要求要件の実現性	#	一	一	一	業務を着実に実施できる体制・手順（作業フロー）等が具体的に示されているか	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一
3.8 調査票の電子化・集計	手法、日程等に無理がなく、着実に実施できる体制（人數・機器の台数）等が具体的に示されているか	☆	収した調査票の審査の際、疑惑等について会議が示されているか（回#管理者からの疑義照会に、的確に対応できる工夫が示されているか）	正確性向上・効率化	#	一	一	正確性向上・効率化	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
3.9 統計表の作成・報告等	手法、日程等に無理がなく、着実に実施できる手順（作業フロー）等が具体的に示されているか	☆	調査票の電子化・集計を、正確・迅速に行なうための工夫が示されているか	正確性向上・効率化	#	一	一	正確性向上・効率化	要求要件の実現性	#	一	一	一	一	一	一	一	一
○ 大項目4 その他 では、大項目1～3 に当てはまらない評価項目を必要に応じて追加する																		
4.1 上記項目以外の割り当てる工夫等	上記のほか、業務を効果的に実施するための工夫等が示されているか（事業全般の見直しに関する指掌も含む）	☆	上記のほか、業務を効果的に実施するための工夫等が示されているか（事業全般の見直しに関する指掌も含む）	その他工夫・取組	#	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
※(注1)の項目は、認証を受けている…〇点、認証を受けている…△点、認証を受けている…○点で評価。																		
4.その他の																		
4.2 創造性・新規性等を求める項目	100	一	100	一	100	一	100	一	100	一	100	一	100	一	100	一	100	一
4.3 上記以外の項目	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
4.4 手術系合計	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

一 業務横断的な教育・研修については「2.3 教育・研修」にて評価する。なお、留意事項は、「2.3 教育・研修」と同様である。
一 調査票書きのとおり、財務大臣との包括協議が整った総合評価落札方式による場合は、「①創造性又は新規性等の(価格と同等に評価できない)項目」と「②それ以外の項目」とに区分し、「①と②の得点配分は、1:1とする。」
一 調査票書きのとおり、男女共同参画等により、「男女共同参画」の実施状況等に係る評価項目に該当する取組」障害者雇用に係る取組など。ただし、直後に「は」サービスの質に關わらない項目付ける。
一 調査票書きのとおり、財務大臣との包括協議が整った総合評価落札方式による場合は、「「価格点・技術点」=「1:2以内」とする。」

【参考】統計調査分野における総合評価落札方式の配点状況
 (対象:平成25年度までに、官民競争入札等監理委員会で審議した16事業)

- 「基礎点:加点」の配点割合の、過去の平均値は、およそ「1:3」。
- 「技術点:価格点」の配点割合の、過去の平均値は、「1:2」。

No.	事業名(事業開始年度)	加算・除算	技術点			基礎点1に 対し加点	価格点	価格点1に 対し技術点
			基礎点	加点	計			
1	消費動向調査(平成25年度開始)	加算	62	138	200	2.2	100	2.0
2	科学技術研究調査(平成25年度開始)	加算	64	216	280	3.4	142	2.0
3	サービス産業動向調査(平成25年度開始)	加算	17	324	341	19.1	173	2.0
4	民間給与実態統計調査(平成26年度開始)	加算	50	150	200	3.0	100	2.0
5	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査(平成24年度)	加算	48	156	204	3.3	102	2.0
6	就労条件総合調査(平成23年度開始)	加算	66	216	282	3.3	141	2.0
7	牛乳乳製品統計調査(平成25年度開始)	加算	56	143	199	2.6	100	2.0
8	生鮮野菜価格動向調査(平成23年度開始)	加算	52	147	199	2.8	100	2.0
9	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(平成25年度開始)	加算	46	153	199	3.3	100	2.0
10	農業物価統計調査(平成23年度開始)	加算	50	150	200	3.0	100	2.0
11	内水面漁業生産統計調査(平成26年度開始)	加算	47	153	200	3.3	100	2.0
12	経済産業省企業活動基本調査(平成25年度開始)	加算	50	150	200	3.0	100	2.0
13	石油産業情報化推進調査(平成26年度)	加算	50	150	200	3.0	100	2.0
14	建設関連業等の動態調査(平成25年度開始)	除算	72	57	129	0.8	-	-
15	容器包装利用・製造等実態調査(平成25年度開始)	加算	50	150	200	3.0	100	2.0
16	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査(平成25年度開始)	加算	20	180	200	9.0	100	2.0
						2.7		2.0

別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員	12,500	0	0
	非常勤職員	5,000	0	0
物件費		3,000	0	0
委託費等	委託費定額部分	5,000	28,000	27,500
	成果報酬等	-	0	0
	旅費その他	100	0	0
計(a)		25,600	28,000	27,500
参考値 (b)	減価償却費	500	0	0
	退職給付費用	1,000	0	0
	間接部門費	2,500	0	0
(a)+(b)		29,600	28,000	27,500

(注記事項)

平成23年度(国で実施)

1. 業務の実施期間は、#月から#月までの約#ヶ月。

2. 各費目の内容は以下のとおり。

○人件費

常勤職員：基本給、諸手当、社会保険料等

非常勤職員：当該調査の統計調査員手当の実績額から算出

○物件費

印刷製本費、消耗品費、通信運搬費(郵送料、宅配料等)、借料(パソコン等)、会議費、雑役務費(封入作業、データパンチ等の請負業務外注費)、光熱水量

○旅費その他

督促のための旅費等

○減価償却費

定額法により算出。建物全体の原価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員により按分し算出

○退職給付費用

退職給付金単価に当該調査の常勤職員の人員を乗じて算出

○間接部門費

間接部門費の人件費、物件費、退職給付費用の総額を##省##部組織定員数で除し、当該調査に係る人員を乗じて算出

平成24年度～25年度(民間委託)

1. 業務の実施期間は、#月から#月までの約#ヶ月。

2. 本業務は、平成24年度から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者に委託している。

3. 委託費の変動は、入札額の差によるものである。

年度によって業務内容に変更がある場合は具体的に増加(減少)した業務内容を記載する。

4. 各年度とも調査内容は同じであり、調査客体数は各年度とも毎年##事業所である。

5. 委託費の積算には、調査に係る人件費、旅費、印刷費、通信運搬費、調査員手当などが含まれる。

6. 平成26年度の落札金額:##/#円

年度によって業務内容の変更や数値(経費等)が大きく変動している場合には、その理由、要因、業務内容等を記載する。
経費の内訳・算出方法等について、分かり易く記載する

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																																						
常勤職員	1.5555	—	—																																																																						
非常勤職員	3.0000	—	—																																																																						
(業務従事者に求められる知識・経験等)																																																																									
1. 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。 2. 統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。																																																																									
(業務の繁忙の状況とその対応)																																																																									
1. #月下旬に調査票を郵送していることから、#月中旬～#月下旬までの間に照会が集中。その後、はがき督促、電話督促後に集中するほか、隨時、調査対象からの照会がある。 2. 常勤職員については、毎月の配置状況は変わらない。																																																																									
(注記事項)																																																																									
平成23年度																																																																									
1. #省から調査票を直接郵送、都道府県##局において調査票の回収、督促業務、内容チェック業務を実施。 なお、実施期間が1年未満であり、従事する職員は委託対象外の業務にも従事しているため、人員数については、1人の職員が対象業務に1年間従事した場合(###時間(#時間×#日×#月))を1人として算出した数値を記載している。 ※ 非常勤職員の実人数: ##人																																																																									
2. 具体的には、業務に従事した日数を年間の営業日数で除し、人員を算出した。																																																																									
※ 調査員業務に要した人員 (単位:人)																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>常勤職員</th><th>非常勤職員</th></tr> <tr> <td>0.3555</td><td>1.5555</td></tr> </table>				常勤職員	非常勤職員	0.3555	1.5555																																																																		
常勤職員	非常勤職員																																																																								
0.3555	1.5555																																																																								
※ 調査員業務に要した時間 (単位:時間)																																																																									
<table border="1"> <tr> <th>常勤職員</th><th>非常勤職員</th><th>非常勤職員</th></tr> <tr> <td>650.0</td><td>2000.0</td><td>2650.0</td></tr> </table>				常勤職員	非常勤職員	非常勤職員	650.0	2000.0	2650.0																																																																
常勤職員	非常勤職員	非常勤職員																																																																							
650.0	2000.0	2650.0																																																																							
※ 非常勤職員が研修に要した時間: 60.5時間																																																																									
平成24年度～25年度(民間委託)																																																																									
民間事業者の実施体制(平成24年度)は、以下の通り。																																																																									
※ <>内は派遣労働者の業務を除いた数値、()内は平成23年度の数値																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務の種類</th><th rowspan="2">実施体制</th><th colspan="2">受託事業者分</th></tr> <tr> <th>再委託分</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1調査対象企業名簿の整備業務</td><td>25.5 人日</td><td>25.5 人日 (10.0 人日)</td><td>0.0 人日</td></tr> <tr> <td>2電話番号調査業務</td><td>2.5 人日</td><td>1.0 人日 (1.0 人日)</td><td>1.0 人日</td></tr> <tr> <td>3調査関係用品の印刷・発送業務</td><td>35.5 人日</td><td>15.0 人日 (20.0 人日)</td><td>10.0 人日</td></tr> <tr> <td>4問合せへの対応業務</td><td>45.5 人日</td><td>10.0 人日 (30.0 人日)</td><td>40.0 人日</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>< 20.0 人日 ></td><td></td></tr> <tr> <td>5調査票の受付・管理業務</td><td>55.5 人日</td><td>55.5 人日 (80.0 人日)</td><td>0.0 人日</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>< 30.0 人日 > < 50.0 人日 ></td><td></td></tr> <tr> <td>6回収・督促業務</td><td>75.5 人日</td><td>10.0 人日 (25.0 人日)</td><td>60.0 人日</td></tr> <tr> <td>7疑義照会システム開発業務</td><td>100.0 人日</td><td>25.0 人日 (10.0 人日)</td><td>80.0 人日</td></tr> <tr> <td>8回収調査票の入力業務</td><td>90.0 人日</td><td>5.0 人日 (5.0 人日)</td><td>80.0 人日</td></tr> <tr> <td>9審査・疑義照会業務</td><td>120.0 人日</td><td>45.0 人日 (45.0 人日)</td><td>75.0 人日</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>< 23.0 人日 > < 25.0 人日 ></td><td></td></tr> <tr> <td>10サーバ運用管理業務</td><td>60.0 人日</td><td>0.0 人日 (0.0 人日)</td><td>60.0 人日</td></tr> <tr> <td>11調査票集荷業務</td><td>10.0 人日</td><td>0.0 人日 (0.0 人日)</td><td>10.0 人日</td></tr> <tr> <td>12その他(事業報告書、納品業務等)</td><td>10.0 人日</td><td>10.0 人日 (5.0 人日)</td><td>0.0 人日</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>630.0 人日 < 170.0 人日 ></td><td>202.0 人日 < 180.0 人日 > 326.0 人日 416.0 人日</td></tr> </tbody> </table>				業務の種類	実施体制	受託事業者分		再委託分		1調査対象企業名簿の整備業務	25.5 人日	25.5 人日 (10.0 人日)	0.0 人日	2電話番号調査業務	2.5 人日	1.0 人日 (1.0 人日)	1.0 人日	3調査関係用品の印刷・発送業務	35.5 人日	15.0 人日 (20.0 人日)	10.0 人日	4問合せへの対応業務	45.5 人日	10.0 人日 (30.0 人日)	40.0 人日			< 20.0 人日 >		5調査票の受付・管理業務	55.5 人日	55.5 人日 (80.0 人日)	0.0 人日			< 30.0 人日 > < 50.0 人日 >		6回収・督促業務	75.5 人日	10.0 人日 (25.0 人日)	60.0 人日	7疑義照会システム開発業務	100.0 人日	25.0 人日 (10.0 人日)	80.0 人日	8回収調査票の入力業務	90.0 人日	5.0 人日 (5.0 人日)	80.0 人日	9審査・疑義照会業務	120.0 人日	45.0 人日 (45.0 人日)	75.0 人日			< 23.0 人日 > < 25.0 人日 >		10サーバ運用管理業務	60.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	60.0 人日	11調査票集荷業務	10.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	10.0 人日	12その他(事業報告書、納品業務等)	10.0 人日	10.0 人日 (5.0 人日)	0.0 人日	合 計		630.0 人日 < 170.0 人日 >	202.0 人日 < 180.0 人日 > 326.0 人日 416.0 人日
業務の種類	実施体制	受託事業者分																																																																							
		再委託分																																																																							
1調査対象企業名簿の整備業務	25.5 人日	25.5 人日 (10.0 人日)	0.0 人日																																																																						
2電話番号調査業務	2.5 人日	1.0 人日 (1.0 人日)	1.0 人日																																																																						
3調査関係用品の印刷・発送業務	35.5 人日	15.0 人日 (20.0 人日)	10.0 人日																																																																						
4問合せへの対応業務	45.5 人日	10.0 人日 (30.0 人日)	40.0 人日																																																																						
		< 20.0 人日 >																																																																							
5調査票の受付・管理業務	55.5 人日	55.5 人日 (80.0 人日)	0.0 人日																																																																						
		< 30.0 人日 > < 50.0 人日 >																																																																							
6回収・督促業務	75.5 人日	10.0 人日 (25.0 人日)	60.0 人日																																																																						
7疑義照会システム開発業務	100.0 人日	25.0 人日 (10.0 人日)	80.0 人日																																																																						
8回収調査票の入力業務	90.0 人日	5.0 人日 (5.0 人日)	80.0 人日																																																																						
9審査・疑義照会業務	120.0 人日	45.0 人日 (45.0 人日)	75.0 人日																																																																						
		< 23.0 人日 > < 25.0 人日 >																																																																							
10サーバ運用管理業務	60.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	60.0 人日																																																																						
11調査票集荷業務	10.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	10.0 人日																																																																						
12その他(事業報告書、納品業務等)	10.0 人日	10.0 人日 (5.0 人日)	0.0 人日																																																																						
合 計		630.0 人日 < 170.0 人日 >	202.0 人日 < 180.0 人日 > 326.0 人日 416.0 人日																																																																						

3 従来の実施に要した施設及び設備

1. 平成23年度

○**#省本省**

電話:#台、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・いす等の設備及び**#庁舎#号館**の一角(約**#**平方メートル)を使用。

○**都道府県##局**

各庁舎において、電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ等の設備及び執務室の一角を使用。

2. 平成24年度～25年度【民間事業者】

○民間事業者において準備した。

電話**#**台、FAX**#**台、コピー機**#**台、パソコン**#**台、プリンタ**#**台、シュレッダー**#**台、書庫、机・いす

○施設

会社事務室一角

(注記事項)

○ 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

○ **都道府県##局**に係る従来の実施に要した施設について、賃貸借により執務室を措置している
庁舎は賃借料が物件費に計上されている。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	調査対象数	有効回答数	目標計画	有効回答率	調査対象数	有効回答数	目標計画	有効回答率	調査対象数	有効回答数	目標計画	有効回答率
全体	5,000	3,600	100.0%	72.0%	###	###	##%	##%	###	###	##%	##%
企業規模別												
売上高##以上	500	400	100.0%	80.0%	###	###	##%	##%	###	###	##%	##%
売上高##～##	2,000	1,400	100.0%	70.0%	###	###	##%	##%	###	###	##%	##%
売上高##～##	2,500	1,800	100.0%	72.0%	###	###	##%	##%	###	###	##%	##%

(注記事項)

- 有効回答率とは、有効回答(=個票審査要領の基準を満たした調査票)数を調査客体数で除した値をいう。
23年度の調査客体数5,000、有効回答数3,600
24年度の調査客体数###、有効回答数###
25年度の調査客体数###、有効回答数###
- 本調査は、平成23年度までは、「売上高##以上の企業」を調査対象としていたが、平成24年度から「売上高##以上の企業」に調査対象を拡大している。平成21年度の括弧内の数値は、拡大前の基準(売上高##以上の企業に限定)による有効回答率である。
- 平成23年度については、##省から調査客体に調査票を直接郵送し、記入された調査票を都道府県##局を経由し、回収する方法で実施しており、目標とする有効回答率は##%としていた。

平成24年度以降については、民間事業者により実施している。

平成24年度の目標とする有効回答率については、全体の目標を平成21年～23年度に実施した本調査における有効回答率の平均とし、企業規模別の目標を平成21年度～23年度に実施した本調査において最も低かった調査年度の各企業規模別有効回答率とした。

平成25年度の目標とする有効回答率については、全体の目標を平成22年度～24年度に実施した本調査における有効回答率の平均(##%)に、平成22年度調査からの調査対象の拡大による影響を考慮した率とし、企業規模別の目標を平成19年度～21年度に実施した本調査において最も低かった調査年度の各企業規模別有効回答率に、平成22年度調査からの調査拡大による影響を考慮した率とした。

- 平成19年度調査～22年度調査の有効回答率は以下の通り。

	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	調査対象数	有効回答数	有効回答率									
全体	5,000	3,800	76.0%	###	###	##%	###	###	##%	###	###	##%
企業規模別												
売上高##以上	500	300	80.0%	###	###	##%	###	###	##%	###	###	##%
売上高##～##	2,000	1,500	75.0%	###	###	##%	###	###	##%	###	###	##%
売上高##～##	2,500	2,000	80.0%	###	###	##%	###	###	##%	###	###	##%

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

- 業務フロー図については別添#のとおり。
- #省が実施していた際、事業の目的を達成する観点から重視していた事項
 1. 都道府県##局との連絡を密にし、全国会議や調査後に担当者との会議等を開催し、調査の実施における具体的な提案・問題点等について情報交換や検討を行い、よりよい統計になるよう努めていた。
 2. 回収率を左右する要因となる督促・苦情対応時については、当調査の必要性・重要性を丁寧に説明し、企業側の意見も拝聴し、非協力企業へも協力をお願いしていた。

(注記事項)

<平成23年度>

1. 督促について

- 都道府県##局及び監督署からの督促状の郵送による督促
- 電話による督促
- 電話督促で、協力が得られない場合は、調査員が調査客体を訪問し、協力をお願いしていた。

2. 都道府県別調査対象表

- ・別添#(都道府県別調査対象表)のとおり

3.宛先変更等の件数

- ・別添#(宛先変更等の件数)のとおり

(平成24年度～25年度)

1. 督促等の状況と有効回答数の推移

<平成24年度>

- ①第1回督促はがき 平成24年#月#日(##件)
- ②第1回督促電話 平成24年#月#日～#月#日(##件)
- ③訪問による督促 平成24年#月#日～#月#日(##件)
- ④第2回督促電話 平成24年#月#日～#月#日(##件)
- ⑤第2回督促はがき 平成24年#月#日(##件)
- ⑥#省による督促

ア 調査拒否企業への再督促 平成24年#月#日(##件)

受託事業者は、平成24年#月#日、調査協力を拒否された企業について、リストを作成・提供した上で、#省による督促を依頼した。#省は、当該リストに基づき、電話督促を実施し、うち##件の有効回答を得た。

イ ##人以上の企業への再督促 平成24年#月#日(##件)

受託事業者の業務委託期間終了時点(平成25年3月31日時点)で、売上高売上高##～##の企業について、上回ることとする有効回答率を下回っていたため、当該規模の調査客体のうち、調査票が未回収の企業に対して電話督促を行い、うち##件の有効回答を得た。この結果、当該規模についても、上回ることとする有効回答率を上回るに至った。

<平成25年度>

①事前の挨拶状等の発送及び電話による協力依頼の実施 平成25年#月#日(##件)

規模	平成24年度の調査票の提出等	実施内容	件数
売上高##以上	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
売上高##～##	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
売上高##～##	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
合 計			##

②第1回督促はがき 平成25年#月#日(##件)

③第1回督促電話 平成25年#月#日～#月#日(##件)

④訪問による督促 平成25年#月#日～#月#日(##件)

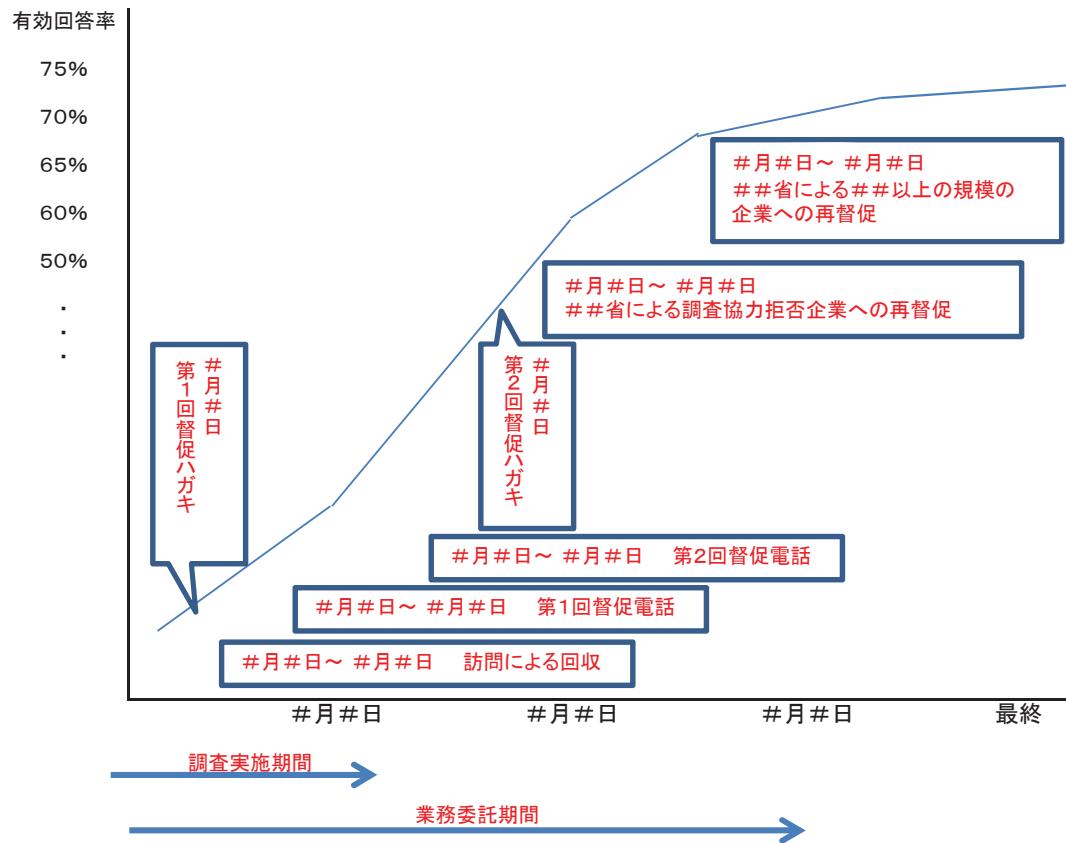
⑤第2回督促電話 平成25年#月#日～#月#日(##件)

⑥第2回督促はがき 平成25年#月#日(##件)

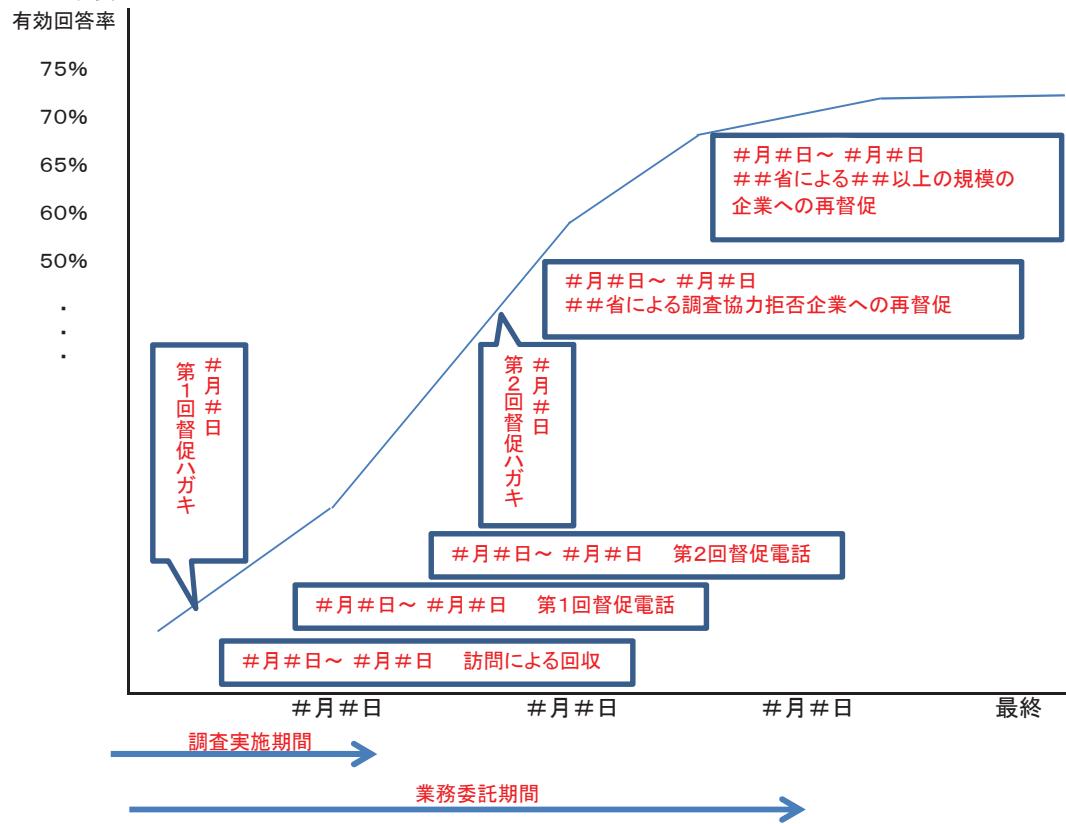
⑦#省による督促

○有効回答率の推移等は以下の通り

<平成24年度>



<平成25年度>



○規模別には、以下の通り

規模	平成24年度			平成25年度		
	#月#日	#月#日	最終結果	#月#日	#月#日	最終結果
売上高##以上	##%	##%	##%	##%	##%	##%
売上高##～##	##%	##%	##%	##%	##%	##%
売上高##～##	##%	##%	##%	##%	##%	##%
合 計	##%	##%	##%	##%	##%	##%

2. 調査方法と実績(平成23～25年度)

3. その他の業務の状況(平成25年度)

(1)調査関係用品の印刷・配付

ア 調査対象企業名簿の整備 平成25年#月#日～平成25年#月#日

(ア) 調査対象企業名簿に記されている企業(以下、「調査対象企業」という。)について、自ら保有する企業情報データベースを活用し、企業規模が##以下になった等により調査対象客体としての条件を満たさないことを把握した場合には##省に連絡して追加抽出を受けるなどにより、調査対象企業名簿を修正した。

(イ) 調査対象企業の電話番号の状況(実在、移転、欠番等)を、専用システムを用いて、調査対象企業の電話呼出音を鳴らすことなく確認し、名簿を修正するとともに、以後の督促業務、照会業務に使用した。

(ウ) それ以降も、挨拶状の発送等の際に調査対象客体としての条件を満たさないことが判明した企業について、##省から追加抽出を受け、調査対象企業名簿を修正した。

イ 調査関係用品の印刷

(ア) 挨拶状、礼状兼挨拶状

公印印影も使用した挨拶状を、通常のはがきではなく、圧着タイプのはがきに印刷し、挨拶状には、挨拶文に加え、問い合わせの多い質問と回答をあらかじめ記載した。

また、受託事業者は、一定の調査対象客体に対して送付するため、前年度事業における調査票提出に対する礼状を兼ねた礼状兼挨拶状を印刷した。

礼状兼挨拶状についても、通常のはがきではなく圧着タイプのはがきに印刷し、挨拶文等に加え、問い合わせの多い質問と回答をあらかじめ記載した。

(イ) 調査票

調査対象客体の企業名、住所等の情報を調査票にプレプリントした。また、受託事業者は、配付する調査票の余白に一連番号を示すバーコードを付与した。

(ウ) 調査協力依頼状

公印の印影も使用した調査協力依頼状を印刷した。

(エ) 配付用封筒

調査票にプレプリントした調査対象客体の企業名、住所等が活用できる窓空き形式を採用した。また、封筒の色を緑色にした。差出人は、##省の調査担当課とし、表面に「平成25年##調査票在中」と表記した。

(オ) 返信用封筒

返信先を##省の調査担当課とし、表面に「平成25年##調査票在中」と表記した。

(カ) 前回調査結果の概要

前回の平成24年調査の結果の概要を印刷した。

(キ) 督促状

公印の印影も使用した督促状(はがき)を印刷した。

ウ 調査関係用品の発送

(ア) 挨拶状又は礼状兼挨拶状の発送 平成25年#月#日発送(##件)

(イ) 調査関係用品の発送 平成25年#月#日発送(##件)

(ウ) 調査票の再発送 ##件

問い合わせ窓口や督促を実施する再委託先業者からの依頼があった翌々日中には再発送した。

(2) 調査票の回収、受付 平成25年#月#日～平成25年#月#日

ア 回収件数確認

#省に届いた回収件数(注)を返送日ごとに「受付表」に記入した。

(注) 調査票の返信先は#省の調査担当課としており、#省に届いた調査票を、受託事業者が原則毎日取りに来るという形態で事業を実施した。

イ 開封

ウ 回収日登録

スキャナで調査票のバーコードを読み取り、回収日を登録した。

エ 調査票のチェック

ページ枚数、記入の有無等をチェックした。

(3) 照会対応 平成25年#月#日～平成25年#月#日

再委託先業者内に「問い合わせ窓口」を設置し、#省が貸与した「照会対応事例集」及び受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアルに基づき照会対応を実施した。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
調査内容	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
操作方法	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
その他	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#

(4) 調査票のデータ化 平成25年#月#日～平成25年#月#日

受託事業者は、前年度と同様、#省が貸与した「データ入力要領」に基づき、ベリファイ方式で回答結果を入力した。

(5) 審査・疑義照会 平成25年#月#日～平成25年#月#日

目視での審査では、確認漏れの発生の可能性が高いことや非効率となることを懸念し、回収した調査票を電子画像化してプログラムにより審査を行うことができるシステムを開発・活用した。

審査対象：#件(延べ##箇所)

うち、未記入又は誤記入が判明した分 #件(延べ##箇所)

うち、疑義照会を行い確認できた分 #件(延べ##箇所)

月別件数は以下の表の通り。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
審査対象件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
未記入又は誤記入の件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
未記入又は誤記入の述べ件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
確認できた件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
確認できた述べ件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#

(6) 調査対象企業名簿修正 平成25年#月#日～平成25年#月#日

調査票の送付前に調査客体としての条件を満たさないことが判明した企業等について調査対象企業名簿の整備を行ったほか、回収した調査票等に基づき調査対象企業名簿を修正した。